

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	163,297 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	1,870,431 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	48,883	9,944	0	6,848	5,219	26,872
	障害者福祉事業	329,660	229,591	0	3,734	15,666	80,669
	児童福祉事業	502,689	260,586	22,400	54,002	26,947	138,754
	母子福祉事業	22,108	10,519	0	0	1,885	9,704
	小計	903,340	510,640	22,400	64,584	49,717	255,999
社会保険	介護保険事業	264,698	21,942	0	0	39,479	203,277
	国民健康保険事業	136,171	75,483	0	0	9,869	50,819
	後期高齢者医療事業	184,244	49,112	0	0	21,976	113,156
	小計	585,113	146,537	0	0	71,324	367,252
保健衛生	健康増進事業	681	104	0	0	94	483
	病院事業	301,376	62,948	7,500	15,950	34,961	180,017
	疾病予防事業	64,065	25,104	0	2,734	5,892	30,335
	医療提供体制確保事業	15,856	1,483	0	6,322	1,309	6,742
	小計	381,978	89,639	7,500	25,006	42,256	217,577
合計	1,870,431	746,816	29,900	89,590	163,297	840,828	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。